

確定申告が始まります

期 間：2月16日（金）～3月15日（木）

会 場：追分地区 追分庁舎2階会議室

早来地区 早来庁舎横保健センター2階

☑申告はお早めに

平成18年分所得税の確定申告が今年16日（金）から始まります。期間は、3月15日（木）までの1ヶ月間ですが、期限間近になりますと大変混雑します。早めに申告を済ませるようお願いいたします。

なお、前年実績に基づいた確定申告書（名前入り）は税務署からすでに該当するみなさんに送付していますが、それに伴う申告相談の案内状は、随時発送する予定です。

申告の際は、源泉徴収票、保険や医療費の領収書、収入や必要経費を証明する書類、印鑑などを忘れず持参してください。

また、還付申告をする方は、必ず利用金融機関の口座番号をメモして来てください。
*国民年金支払通知書（はがきサイズ）を必ず持参してください。

☑早来地区の方

例年どおり、早来庁舎横・保健センター2階で受付けます。事業所得（白色）のある人や不動産所得のある人などについては、日時を指定して相談

日をご案内します。また、所得の裏付けのない人、諸控除の否認がある人、申告すれば税金が戻る人などには日時を指定せず、期間中に申告をするようお願いいたします。

☑追分地区の方

例年どおり、追分庁舎2階・会議室で受付けます。

今年も地区ごとに相談日を指定しますので、指定日に申告していただきますようお願いいたします。

また、指定日で都合の悪い方は、期間中に申告するようお願いいたします。

どちらにしましても、指定された日に来庁し、申告を済ませるようお願いいたします。しかし、どうしても用事があり、お越しできない場合は、早来地区・（☎22513）、追分地区・（☎2411）へご連絡ください。

高齢者の方で、毎月支払われる年金の中から天引きによる所得税を引かれている方がいるかと思えます。この中には確定申告すれば還付になる方もいるかと思えますので、

その際は会場までお越しください。（ご家族の方でも結構です）その際は、口座番号の控えを忘れずに！

○消費税の確定申告について
税制改正により平成16年中に課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方について、平成18年分の消費税

の申告をしなければならなりません。

申告は4月2日までとなっておりますが、税務課では所得税の確定申告期間終了後の3月16日より早来庁舎横・保健センター2階にて申告相談を実施します。ぜひご来庁され申告を済ませるようお願いいたします。

平成18年分確定申告・平成19年度住民税申告日程表(追分地区)

月	日	曜日	割当地域・対象者など	備 考
2	16	金	本 町 地 区	役場職員対応 8時30分～17時
2	19	月	柏が丘・緑が丘・中央地区	
2	20	火	若 草 地 区	
2	21	水	花 園 地 区	
2	22	木	青 葉 地 区	
2	23	金	白 樺 地 区	
2	26	月	営業・譲渡・住宅所得控除等 該当者	
2	27	火	その他の地区及び上記の地区 で該当日に来られなかった方	早来庁舎横 保健センター2階 8時30分～16時
2	28	水	農業所得の方 この間一般の申告も受付けて います	
3	14	水	その他の地区及び上記の地区 で該当日に来られなかった方	
3	15	木	消費税の申告受付	早来庁舎横 保健センター2階 8時30分～16時
3	16	金		
4	2	月		